

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)を含み、一戸建て又は長屋建てのものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の規定による特別な認定を得た工法によるものは除く。

(2) 耐震対策 住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

(3) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者(建築士の資格を有し別表第1に定める講習を受講した者又は建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。)が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算によるもの

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)別添第一に示すもの

ウ ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

(4) 耐震改修工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、住宅の地震に対する安全性の向上を目的として県内に営業所を設けている事業者が施工する住宅の補強又は改修の工事であって、次のいずれかの方法により行うものをいう。

ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの

イ 基本方針別添第二に示すもの

ウ ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

(5) 簡易耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）―」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。なお、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。

(6) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベッド）で市長が認めるものを設置する工事をいう。

(7) 耐震改修工事等 耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。
(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。
- (2) 市内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用されること。
- (3) 簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。
- (4) 補助金の交付の申請の時点において、法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (5) この要綱に基づき耐震診断又は耐震改修工事等を過去に行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号までの要件を満たさない場合であっても、市長が特に認める場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を受けた者であること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその同一世帯に属する者並びに住宅の所有者（以下「所有者」という。）及びその同一世帯に属する者が別表第3に掲げる市税等を滞納していないこと。

2 市長は、申請手続を行う際の申請者の負担を軽減するため、当該申請者及び所有者の承諾を得て、関係機関から当該申請者の世帯及び所有者の世帯に係る前項第2号の市税等の滞納の状況に関する情報の提供を受けることができる。

(補助の対象経費、補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

2 確定申告の際、交付申請額に係る消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合は、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費とする。

3 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と9万円を比較して、いずれか少ない額

(2) 耐震改修工事 補助対象経費と120万円を比較して、いずれか少ない額。

(3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と50万円を比較して、いずれか少ない額

(4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と20万円を比較して、いずれか少ない額

4 前項第2号から第4号までの補助対象経費には、耐震改修工事等に係る実施設計に要する費用を含むものとする。

5 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、別表第2に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者により補助金の交付を申請することができる。

3 申請者は、補助金の受領を耐震診断や耐震改修工事等を行った事業者（以下「耐震事業者」という。）に委任することができる。この場合において、申請者は、第1項の補助金交付申請書に、事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第8号。第12条第3項において「代理受領委任状」という。）を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

（事業の変更及び中止）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた耐震対策（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合においては、補助金交付変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業を中止する場合においては、あらかじめ補助金交付中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、交付決定通知の日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げの申出があった場合は、当該申請に係る交付決定はがなかったものとみなす。

（期日までに完了しない場合等の報告）

第10条 申請者は、補助事業が交付決定による通知に付された期日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、補助事業を完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、別表第2に掲げる書類を添えて完了実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、止むを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、当該報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 申請者が、前項の補助金交付の請求をするに当たり、その受領を耐震事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に確定通知を受けた補助金の代理請求及び代理受領委任状を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条第1項の規定による額の確定の通知後、同条第2項の規定による請求があった場合に、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、耐震改修工事に係る実施設計への着手については、この限りでない。
- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(報告及び立入検査等)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問をさせることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日告示第52号)

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日告示第22号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日告示第32号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月9日告示第11号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第43号の2)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第42号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月17日告示第70号)

この告示は、平成30年7月17日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日告示第48号)

この告示は、平成31年4月26日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日告示第38号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第39号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

- | |
|---|
| <p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習</p> <p>(3) その他市長が認める講習</p> |
|---|

別表第2（第6条及び第11条関係）

関係条項	添付書類
第6条	<p>(耐震診断)</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>2 住民票等その他申請者及び所有者と同一世帯全員分の住所が確認できるもの</p> <p>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>4 既存住宅に係る設計図書</p> <p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2) 配置図、各階平面図（既存図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況がわかる写真に替えることができる。）</p> <p>5 耐震診断に係る見積書の写し</p> <p>(耐震改修工事等)</p> <p>※耐震診断の補助を受けた者は、下記1、2、3、4、5(1)は省略することができる。</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類</p> <p>2 住民票等その他申請者及び所有者と同一世帯全員分の住所が確認できるもの</p> <p>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>4 耐震診断報告書（様式第6号）</p> <p>5 既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書</p> <p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2) 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3の表1に掲げる事項及び耐震改修工事等を行う部分を明示したもの）</p>

	<p>(3) 立面図又は断面図（高さがわかるもの）</p> <p>(4) 補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）</p> <p>(5) 基本方針別添第二に示す計算を行ったものは、耐震改修工事等に係る構造詳細図</p> <p>(6) その他耐震改修工事等の内容が確認できる図書</p> <p>6 耐震改修工事等に係る見積書の写し</p> <p>7 建築基準法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）</p>
第11条	<p>(耐震診断)</p> <p>1 耐震診断報告書（様式第6号）</p> <p>2 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項）</p> <p>3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し</p> <p>4 耐震診断に要した費用の領収書の写し（代理受領の場合は、耐震改修工事等に要した費用から交付決定金額を差し引いた金額の領収書）</p> <p>5 調査等の状況写真（2～3枚程度）</p> <p>(耐震改修工事等)</p> <p>1 耐震改修工事等結果報告書（耐震改修工事、簡易耐震改修工事の場合は耐震診断技術者が作成、耐震シェルター等設置工事の場合は納入業者が作成）（様式第7号）</p> <p>2 耐震改修工事等（耐震シェルター等設置工事を除く。）に係る請負契約書の写し</p> <p>3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し（代理受領の場合は、耐震改修工事等に要した費用から交付決定金額を差し引いた金額の領収書）</p> <p>4 耐震改修工事等の施工写真（改修前後が判明できる写真）及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類</p> <p>5 交付申請時と改修場所や工法を変更した場合は、それらが分かる平面図等</p> <p>6 建築基準法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る。）</p>

別表第3（第4条関係）

市税等	
1	東かがわ市税条例（平成15年東かがわ市条例第53号）に規定する市税
2	東かがわ市国民健康保険税条例（平成15年東かがわ市条例第55号）に規定する国民健康保険税
3	東かがわ市介護保険条例（平成15年東かがわ市条例第99号）に規定する保険料
4	東かがわ市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東かがわ市条例第2号）に規定する保険料
5	東かがわ市奨学金条例（平成15年東かがわ市条例第150号）に規定する奨学金の返還金
6	東かがわ市学校給食費徴収規則（平成23年東かがわ市教育委員会規則第1号）に規定する給食費
7	東かがわ市放課後児童クラブ条例（平成18年東かがわ市条例第22号）に規定する会費
8	東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例（平成26年東かがわ市条例第33号）に規定する利用者負担額、延長保育料及び預かり保育料
9	東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年東かがわ市条例第64号）に規定する一般廃棄物の手数料
10	東かがわ市営住宅条例（平成15年東かがわ市条例第129号）に規定する家賃
11	東かがわ市下水道条例（平成15年東かがわ市条例第140号）に規定する使用料
12	東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第141号）に規定する負担金
13	東かがわ市下水道事業受益者分担金徴収条例（平成29年東かがわ市条例第36号）に規定する分担金
14	東かがわ市公共下水道区域外流入条例（平成29年東かがわ市条例第37号）に規定する分担金
15	東かがわ市農業集落排水処理施設条例（平成15年東かがわ市条例第138号）に規定する使用料
16	東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第139号）に規定する分担金
17	住宅新築資金等貸付けに係る経過措置に関する条例（平成15年東かがわ市条例第73号）に規定する住宅新築資金等の償還金